国立大学法人京都大学部局長会議規程新旧対照表

改正前	改正後
国立大学法人京都大学部局長会議規程 **（平成１６年達示第５号）**	**国立大学法人京都大学部局長・学系長会議規程** **（平成１６年達示第５号）**
（趣旨） 第１条　この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成１６年達示第１号）第９条第２項の規定に基づき、国立大学法人京都大学の部局長会議（以下「部局長会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成１６年達示第１号）第９条第２項の規定に基づき、国立大学法人京都大学の部局長・学系長会議（以下「部局長・学系長会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（役割） 第２条　部局長会議は、国立大学法人京都大学の経営及び京都大学の教育研究を円滑に行うために必要な連絡、調整及び協議を行う。	（役割） 第２条　部局長・学系長会議は、国立大学法人京都大学の経営及び京都大学の教育研究を円滑に行うために必要な連絡、調整及び協議を行う。
（構成） 第３条　部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。 (1)～(10)　（略） (11)　総長が指名する支援組織の長（第9号の者を除く。）	（構成） 第３条　部局長・学系長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。 (1)～(10)　（同　左） (11)　学系長 (12)　総長が指名する支援組織の長（第9号の者を除く。）
（議長） 第４条　部局長会議に議長を置き、総長をもって充てる。 ２　議長は、部局長会議を主宰する。 ３　（略）	（議長） 第４条　部局長・学系長会議に議長を置き、総長をもって充てる。 ２　議長は、部局長・学系長会議を主宰する。 ３　（同　左）
（招集） 第５条　部局長会議は、総長が招集する。 ２　総長は、構成員２名以上共同して書面により要求があったときは、部局長会議を招集しなければならない。	（招集） 第５条　部局長・学系長会議は、総長が招集する。 ２　総長は、構成員２名以上共同して書面により要求があったときは、部局長・学系長会議を招集しなければならない。
（開会） 第６条　部局長会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。	（開会） 第６条　部局長・学系長会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
（議決） 第７条　部局長会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。	（議決） 第７条　部局長・学系長会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
（議案） 第８条　議案は、総長から部局長会議に附議する。	（議案） 第８条　議案は、総長から部局長・学系長会議に附議する。
（特別委員会） 第９条　部局長会議に、必要に応じ、特別委員会を置くことができる。	（特別委員会） 第９条　部局長・学系長会議に、必要に応じ、特別委員会を置くことができる。
（構成員以外の者の出席） 第１０条　議長が必要と認めたときは、部局長会議の了承を得て、第３条各号に掲げる者以外の者に出席	（構成員以外の者の出席） 第１０条　議長が必要と認めたときは、部局長・学系長会議の了承を得て、第３条各号に掲げる者以外の

改　　正　　前	改　　正　　後
を求め、意見を聴くことができる。 （研究科長部会） 第１１条　部局長会議に、大学院及び学部に係る事項に関し連絡、調整及び協議するため、研究科長部会を置く。 ２　研究科長部会で連絡、調整及び協議する事項は、部局長会議の議を経て、総長が定める。 （中　略） （雑則） 第１４条　部局長会議に関する事務は、総務室において処理する。 第１５条　この規程に定めるもののほか、部局長会議の議事の運営その他必要な事項は、部局長会議が定める。 附　則 １　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。 ２　第３条の規定にかかわらず、当分の間、センター長のうちから総長が指名するもの１名を部局長会議の構成に加えるものとする。 （後略）	者に出席を求め、意見を聴くことができる。 （研究科長部会） 第１１条　部局長・学系長会議に、大学院及び学部に係る事項に関し連絡、調整及び協議するため、研究科長部会を置く。 ２　研究科長部会で連絡、調整及び協議する事項は、部局長・学系長会議の議を経て、総長が定める。 （雑則） 第１４条　部局長・学系長会議に関する事務は、総務室において処理する。 第１５条　この規程に定めるもののほか、部局長・学系長会議の議事の運営その他必要な事項は、部局長・学系長会議が定める。 附　則 １　（同　左） ２　第３条の規定にかかわらず、当分の間、センター長のうちから総長が指名するもの１名を部局長・学系長会議の構成に加えるものとする。 附　則（令和８年達示１０１号） この規程は、令和８年１１月１日から施行する。